

児玉郡市広域市町村圏組合立

余熱利用施設

第5期指定管理者募集要項

令和6年

児玉郡市広域市町村圏組合

児玉郡市広域市町村圏組合公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成18年児玉郡市広域市町村圏組合条例第3号）に基づき、次のとおり児玉郡市広域市町村圏組合立余熱利用施設（以下「余熱利用施設」という。）の管理を行うもの（以下「指定管理者」という。）を募集します。

1 対象施設の概要

- (1) 名称 児玉郡市広域市町村圏組合立余熱利用施設
- (2) 所在地 埼玉県本庄市東五十子167番地3
- (3) 設置時期 平成12年5月1日
- (4) 施設概要 詳細は別紙仕様書を参照

2 施設の管理基準

- (1) 休館日 ア 毎週月曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律178号）に規定する休日にあたる場合は、その翌日）
イ 12月30日から翌年の1月3日までの日
- (2) 営業時間 午前10時から午後10時まで

3 指定管理者が行う業務の範囲

業務の範囲は、次のとおりとします。詳細は、別紙仕様書を参照してください。

なお、業務は指定管理者が自ら行うことを原則としますが、部分的な業務については、児玉郡市広域市町村圏組合（以下「組合」という。）の承諾を受けて第三者に委託できるものとします。

- (1) 余熱利用施設の利用許可に関する業務
- (2) 余熱利用施設の利用に供する業務
- (3) 余熱利用施設の利用に係る料金の収受に関する業務
- (4) 余熱利用施設の維持管理に関する業務
- (5) 上記に掲げるもののほか、余熱利用施設の管理運営上、管理者が特に必要と認める業務

4 指定期間

指定期間は、令和7年4月1日から令和12年3月31日までの5年間とします。

5 応募資格

- (1) 指定期間中、当該施設を安全かつ円滑に管理運営することができる関東地方1都6県に事業所を置く法人その他の団体及びこの団体を含む複数の団体により構成されたグループ（以下「グループ」という。）であること。ただし、必ずしも法人格を必要としませんが、個人では応募できません。

(2) 法人その他の団体並びにその代表者及び役員が次の者に該当していないこと。

ア 法律行為を行う能力を有しない者

イ 破産者で復権を得ない者

ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）等の規定に基づき更生又は再生の手続きを行っている者

エ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又はその構成員若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過していない者

オ 暴力団又はその構成員若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過していない者の統制下にある者

カ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項（同項を準用する場合を含む。）の規定により児玉郡市における一般競争入札等の参加を制限されている者

キ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定による指定の取消しを受けてから3年を経過しない者

ク 国税及び地方税を滞納している者

ケ 児玉郡市広域市町村圏組合公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成18年条例第3号）第4条第1項第4号の規定に抵触することとなる者

コ 本組合における指定管理者の指定の手続において、その公正な手続を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

(3) 複数の法人等でグループを構成して申請する場合は、代表者を定めて申請してください。なお、当該グループの構成員は、他のグループの構成員となり、又は単独で申請を行うことはできません。また、構成員のいずれかが上記のいずれかに該当した場合は、指定を受けられません。

6 選定の基準

指定管理者の候補者の選定については、下記の基準により行います。

(1) 施設の設置の目的をかんがみ、平等な利用を確保できること。

(2) 施設の効用を最大限に発揮することができること。

(3) 施設の管理経費等の縮減が図れること。

(4) 施設の管理を安定的に行える経営基盤を有していること。

(5) 関係する法令、条例及び規則を遵守し、適正に施設の運営を行えること。

(6) 指定管理業務を通じて取得した個人情報の保護を徹底できること。

7 利用料金に関する事項

(1) 児玉郡市広域市町村圏組合立余熱利用施設の設置及び管理に関する条例（平成19年児玉郡市広域市町村圏組合条例第10号。以下「余熱利用施設設置条例」という。）第

7条に定める金額を上限として、あらかじめ管理者の承認を得て、利用料金を定めること。なお、当該利用料金は指定管理者の収入となります。

(2) 利用料金の減免等

ア 指定管理者は、利用料金の全部又は一部を減免することができる。

イ 指定管理者は、余熱利用施設の管理上、特に必要があると認めるときは、利用料金の全部又は一部を還付することができる。

8 管理経費等

(1) 管理経費

余熱利用施設の管理に係る全ての費用は、利用料金、指定管理料及びその他の収入（自主事業収入等）をもって充てるものとします。

(2) 運営の目安

余熱利用施設は、平成20年度より指定管理者により管理運営されていますが、より現況に近い運営の目安として、令和元年度から令和5年度の管理運営に係る管理経費の実績を掲載します。

令和元年度から令和5年度の管理運営経費（消費税、地方消費税額を含む。）の詳細は別表1（人件費と自主事業費は除く）のとおりです。

配置人員については、管理運営業務を実施するために必要な業務執行体制を確保するとともに、労働基準法を遵守し、管理運営を効率的に行うため適正な人数を配置することとします。

施設の利用者数及び利用料金収入について、過去5年間の実績は下表のとおりです。

○利用者数及び利用料金収入

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数(人)	135,953	114,403	150,026	174,499	196,881
利用料収入(円)	36,843,710	28,439,890	37,968,100	47,078,700	55,000,580

○利用者内訳

(単位：人)

	令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	有料	減免	有料	減免	有料	減免	有料	減免	有料	減免
大人	57,252	4,513	47,112	2,468	58,230	3,598	67,999	4,272	79,057	4,839
シルバー	55,833	3,482	50,862	2,645	67,950	3,779	80,114	3,472	89,514	3,657
小人	9,640	201	7,701	23	10,623	199	12,850	220	14,099	187
幼児		4,548		3,208		5,240		5,185		5,212
小計	122,725	12,744	105,675	8,344	136,803	12,816	160,963	13,149	182,670	13,895
飲食店		484		384		407		387		316
合計	135,953		114,403		150,026		174,499		196,881	

○年間券及び回数券発行数

(単位：冊)

種別	令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	年間券	回数券	年間券	回数券	年間券	回数券	年間券	回数券	年間券	回数券
大人	142	494	124	320	163	423	180	575	188	711
シルバー・小人	137	1,442	141	1,282	177	1,728	204	2,058	231	2,252
合計	279	1,936	265	1,602	340	2,151	384	2,633	419	2,963

年間券料金 大人 40,000円／冊 ・ シルバー・小人 30,000円／冊

回数券料金 大人 6,000円／冊 ・ シルバー・小人 3,000円／冊

※回数券は4時間券11枚分の料金です。

(3) 指定管理料

ア 各年度の指定管理料は、下記の各年度別指定管理料上限額表で示す額以内とします。なお、この額を超える提案については、失格となりますので注意してください。

イ 指定管理料は、会計年度毎に組合と指定管理者の協議により決定し、年度協定を締結します。また、年度終了後に提出される業務報告書の収支額が提案された収支計算書の収支見込み額と著しく異なった場合、指定管理料の調整を行う場合があります。

○各年度別指定管理料上限額表

指定期間 年度別	指定管理料上限額(千円)
令和7年度(消費税10%を含む)	72,598
令和8年度(消費税10%を含む)	72,598
令和9年度(消費税10%を含む)	72,598
令和10年度(消費税10%を含む)	72,598
令和11年度(消費税10%を含む)	72,598

9 募集要項等の配布等の日程

	場 所	期 間 等
募集要項等の配布	埼玉県本庄市東五十子151番地1 児玉郡市広域市町村圏組合 施設課 0495-27-2241	【現地】 令和6年8月1日(木)から8月23日(金)までの午前9時から午後4時30分まで (土、日、祝日及び正午から午後1時までを除く) 【ホームページ】 令和6年8月1日(木)から8月23日(金)まで
現地説明会	埼玉県本庄市東五十子167番地3 児玉郡市広域市町村圏組合 立余熱利用施設	令和6年8月26日(月) 午前10時30分より ※参加を希望される場合は、令和6年8月23日(金)午後5時までに、別紙4により施設課まで申し込んでください。なお、参加人員は1団体2名以内とします。
募集要項等に関する質問	児玉郡市広域市町村圏組合 施設課 メールアドレス shisetsu@kodamakouiki.jp	令和6年8月1日(木)から8月30日(金)午後4時30分までに電子メールで提出してください。
募集要項等に関する回答		回答は、質問の受付後随時行います。回答は申請書等受領者全員に電子メールで通知します。 最終回答は、9月4日(水)午後5時までにを行います。

※募集要項等は下記ホームページからダウンロードできます。

児玉郡市広域市町村圏組合ホームページ <http://www.kodamakouiki.jp>

10 申請の受付

(1) 受付期間

令和6年9月5日(木)から令和6年9月30日(月)までの午前9時から午後4時30分まで

(土、日、祝日及び正午から午後1時までを除く)

(2) 提出先

埼玉県本庄市東五十子151番地1
児玉郡市広域市町村圏組合 施設課
TEL 0495-27-2241

※申請は持参に限ります。申請書等の書類の確認を行いますので、提出に際しては、事前に電話連絡のうえ、持参してください。

(3) 提出書類

応募する際には、次に掲げる書類を提出してください。

書類名称	様式等	備考
①指定管理者指定申請書		
・児玉郡市広域市町村圏組合公の施設の管理に関する指定申請書	条例施行規則様式第1号	
・事業計画書 ・児玉郡市広域市町村圏組合公の施設の管理に関する収支計算書	別紙3-1～13 別紙3-10-1～2 (年度ごとに記載)	別表2の選定基準に基づく事業計画項目ごとに記載
②団体等に関する書類		
・法人の概要書又はグループ構成員表	別紙1-1、1-2	
・指定管理者指定グループ申請委任状	別紙1-3	グループを構成して申請する場合
・応募資格に関する確認書	別紙2-1	
・免許取得状況	別紙2-2	
・法人等の経歴書	自由様式	
・法人等が行っている主要な事業の概要及び実績	自由様式	
・暴力団員等の排除に係る調査承諾書 ・役員等名簿	別紙5-1 別紙5-2	
・法人又は団体の役員若しくはこれに準ずる者の住民票の写		
・法人等の定款若しくは寄付行為の写し及び登記事項証明書又はその他これらに類する書類		〈その他の団体〉 規約、会則等
・営業許可又は認可等の証明書		
③団体等の経営状況を示す書類		
・法人等の貸借対照表及び損益計算書又はこれらに類する書類	提出日現在の属する事業年度の直近3年間	〈その他の団体〉 団体の収支決算書
・印鑑証明書		〈その他の団体〉 構成団体のすべての印鑑証明
④納税証明書（税金を滞納していない書類）		

<ul style="list-style-type: none"> ・ 法人税、消費税及び地方消費税について未納がないことの証明書 ・ 県税(法人事業税、法人県民税)に係る証明書 ・ 市町税に係る納税証明書 	提出日現在の属する事業年度の直近3年間 納税義務がない場合はその旨の申立書	〈その他の団体〉 構成団体のすべての納税証明書等
---	--	-----------------------------

1.1 提出部数等

3部（正本1部（バラ綴り）、副本2部（コピー可））とし、A4サイズとします。必要に応じて別に電子データを提出していただく場合があります。

1.2 選定等と審査結果通知

(1) 資格審査

次に該当する場合は、失格とします。

- ア 応募資格要件を欠くとき
- イ 提出書類に虚偽の記載があったとき
- ウ 提出期限までに必要な書類が整わなかったとき
- エ 提案された指定管理料が組合の提示する上限額を超えるとき
- オ その他不正行為のあったとき

(2) 選定委員会による審査

第一次審査（書類審査）、第二次審査（プレゼンテーション）を実施し、余熱利用施設の指定管理者として最も相応しいと認められる申請者を指定管理者の候補者とします。

第一次審査は申請書類に不備がないこと、応募資格の要件を満たしていることなどを審査します。

第一次審査の結果はすべての申請者に、第二次審査の詳細は第一次審査の通過者に通知します。

第二次審査（11月中旬予定）は申請書類に基づいてプレゼンテーションを行い、申請の内容を総合的に審査します。

なお、プレゼンテーションに要する経費はすべて申請者の負担とします。

また、選定委員会の審査の結果、該当者なしとする場合もあります。

(3) 選定結果の通知

令和6年11月下旬（予定）に文書で通知します。

1.3 組合と指定管理者のリスク管理・責任分担

項目	内容	組合	指定管理者
管理運営業務の変更	法令等の変更により管理運営業務に影響を及ぼすもの	○	○

施設の維持管理	施設の保守点検		○
	施設の安全点検		○
	小規模修繕（消費税及び地方消費税を含まず10万円未満の修繕）		○
	上記以外の修繕	○	
	施設の安全管理		○
	施設管理上の瑕疵による事故		○
損害賠償	施設、機器等の不備又は施設管理上の瑕疵による事故	○	○
	運営上の瑕疵による事故		○
保険	建物災害共済保険（火災保険）	○	
土地賃貸借	施設周囲の駐車場の土地借上げ料	○	

※ 両方に○印が付されているものは、事例ごとに協議するものとします。

※ 指定管理者は、施設賠償責任保険等の第三者に対する補償保険に加入するものとします。

1.4 指定管理者の選定結果通知後の手続等

(1) 組合議会の議決

指定管理者の指定に係る議案を組合議会に提出し、組合議会の議決を受けます。

(2) 指定管理者との協定

組合議会で議決後、指定を受けた者と協定を締結します。

(3) 指定管理業務の準備

指定管理者の指定から指定期間までの間、業務の習得等の事前研修、必要書類の作成及び各種印刷物の作成等、指定管理業務を行うための準備を充分に行うものとし、その費用はすべて指定管理者として指定された法人又は団体の負担とします。

1.5 その他

(1) 提出された書類は、お返しできません。また、必要に応じて複写します。（使用は、組合内及び選定委員会に限る。）

(2) 提出された書類は、情報公開の請求により開示することがあります。

1.6 問い合わせ先

埼玉県本庄市東五十子151番地1 児玉郡市広域市町村圏組合 施設課
 TEL 0495-27-2241 FAX 0495-27-2242
 E-mail shisetsu@kodamakouiki.jp

別表 1

余熱利用施設指定管理者による直近5か年管理経費

(単位：円)

科目 \ 年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
消耗品費	3,041,188	3,040,956	3,663,734	3,908,391	3,686,043
電気料	14,182,595	11,311,785	14,589,439	24,978,682	18,152,638
(年間使用量 kwh)	(692,772kwh)	(605,845kwh)	(745,824kwh)	(711,883kwh)	(764,654kwh)
ガス料	4,780,691	4,039,149	5,787,890	10,287,520	8,969,142
(年間使用量 m3)	(24,888m3)	(20,986m3)	(22,231m3)	(32,807m3)	(32,510m3)
水道料	8,151,529	6,364,655	8,098,200	8,201,292	9,092,622
(年間使用量 m3)	(39,250m3)	(30,217m3)	(38,520m3)	(39,408m3)	(43,278m3)
燃料費	14,181	0	6,744	0	0
医薬材料費	1,100	848	0	4,895	0
修繕料	358,625	722,348	612,198	660,235	869,354
電話料等	343,480	307,617	299,524	299,442	270,787
手数料	208,416	181,568	181,571	156,398	145,860
保険料	620,490	520,355	614,789	678,401	739,434
委託料	8,529,740	7,781,492	8,575,715	8,459,256	8,501,330
下水道使用料	10,584,282	8,907,590	11,483,336	11,764,652	12,990,667
(年間使用料 m3)	(39,250m3)	(30,217m3)	(38,520m3)	(39,408m3)	(43,278m3)
使用料	2,996,968	2,849,043	1,649,258	1,923,813	2,707,881
公課費	3,131,943	4,374,602	4,738,323	4,721,798	6,062,273
諸経費等	663,865	508,738	478,982	901,649	588,417
計	57,609,093	50,910,746	60,779,703	76,946,424	72,776,448

※人件費及び自主事業支出を除く

別表 2

選定基準に基づく事業計画

	事業計画項目	事業計画に記載すべき事項
1	基本方針について	施設の設置目的等を踏まえた運営方針
2	住民の平等な利用の確保について	施設運営における利用者の平等な利用確保のための考え方
3	事業への具体的な取り組み方について	(1) 施設を最大限に有効利用するための方策 ア 施設を有効利用するための考え方 イ 利用料金、開館時間、休館日についての考え方 ウ 利用者に対するより良いサービス提供のための方策 エ 利用促進のための方策 (2) 利用者の苦情や要望、意見等への対応方法 (3) 業務の第三者委託の範囲、理由、委託先に対する考え方
4	管理運営業務における改善活動について	(1) 利用者ニーズの把握方法、サービス向上のための方策 (2) 管理運営業務の継続的な見直し、改善のための方策
5	施設の運営体制や組織について	(1) 業務遂行に必要な組織体制、人員配置、勤務体制についての考え方 (2) 総括責任者や有資格者の選任、指揮系統や責任権限についての考え方 (3) 従事者の研修計画及び業務指導等に関する方針、計画
6	適正な管理や経理について	(1) 事務、会計処理の基準、手続きについての考え方 (2) 情報公開や監査請求についての考え方 (3) I Tを活用したデータ管理等についての考え方 (4) 施設、設備、植栽等の維持管理についての考え方
7	安全管理、緊急時の対応について	(1) 安全対策についての考え方 (2) 防災、防犯対策及び発生時の対処についての考え方 (3) 事故や災害時、緊急時の連絡体制についての考え方 (4) 情報漏えい対策についての考え方 (5) 現金等の不正使用防止対策についての考え方
8	環境、障害者等へ配慮について	(1) 省エネ、環境負担の軽減対策についての考え方 (2) 周辺環境、地域住民等への配慮についての考え方 (3) 障害者、高齢者、子どもへの配慮についての考え方
9	過去の実績等について	類似施設や関連業務の管理運営実績 (施設等の名称、所在地、期間、業務内容等)
10	経費縮減のための施設管理運営方針について	(1) 施設の管理経費等の縮減についての考え方 (2) 収支計算書
11	法令遵守等について	法令遵守についての考え方
12	個人情報の保護等について	個人情報の保護についての考え方
13	自主事業の展開について	(1) 自主事業の基本方針、実施計画についての考え方 (2) 自主事業収支計算書

※ 各事業計画に記載すべき事項で示した内容以外に、記載したい事がある場合は、各該当する様式にその他として記載してください。